

川崎市教育委員会退職職員の再就職に関する取扱要綱

平成 20 年 10 月 31 日 20 川教庶第 8 6 6 号 教育長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を定年等により退職する者の再就職に関する事務手続き及び再就職状況の公表等の取扱いについて必要な事項を定め、退職管理の適正及び再就職の透明性を確保するものとする。

(再就職の意向及び求職登録)

第 2 条 定年退職を予定し再就職（再任用を除く。）を希望する職員は、定年退職する年度に教育委員会総務部庶務課及び職員部教職員課（以下「各人事担当課」という。）が実施する退職後の意向確認調査に併せて人材情報登録申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、各人事担当課へ提出するものとする。

2 各人事担当課は、人材情報の登録があった退職職員等（以下「登録者」という。）の氏名、住所及び希望職務等を整理した人材情報登録台帳を整備する。

(求人登録)

第 3 条 登録者の採用を希望する川崎市教育委員会所管出資法人をはじめとする関係団体等（以下「団体等」という。）は、求人情報登録申込書（様式 2）に必要事項を記入の上、教育委員会総務部庶務課へ提出するものとする。

2 教育委員会総務部庶務課は、求人情報の登録があった団体等からの内容を整理した求人登録台帳を整備する。

(人材情報の提供)

第4条 教育委員会総務部庶務課は、求人情報の登録申込があった団体等に対し、人材情報登録台帳の中から希望する登録者の人材情報又は不在情報について提供する。

(採用)

第5条 人材情報の提供を受けた団体等は、速やかに採否を決定するとともに、その結果について教育委員会総務部庶務課に報告するものとする。

(再就職状況の届出)

第6条 退職時に課長級以上の職員（以下、「管理退職職員」という。）で、再就職する者は再就職先届出書（様式3）を、再就職しない者は退職後の状況届出書（様式4）により速やかにその状況に関して教育委員会各人事担当課へ届け出を行うものとする。

2 管理退職職員は、退職後2年間について前項の届け出の状況に変更が生じた場合は、速やかにその状況を前項の書面により届け出を行うものとする。

(公表)

第7条 管理退職職員であって企業等へ再就職をした者については、退職後2年間の範囲でその再就職状況を公表する。

2 公表の方法は、毎年8月にその前年度に退職した者の再就職状況を川崎市ホームページに掲載するほか、かわさき情報プラザでの閲覧に供する。

3 公表する内容は、氏名、退職時補職、退職年月日、再就職先団体名、再就職先役職及び再就職年月日とする。

4 前年度の公表後に再就職状況に変更があった者については、前3項に準じて公表を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」を準用するとともに、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については適用を除外する。